〈景観形成促進地区の指定状況〉

手町の

部の

地域を令和6年5月

くただい

た鍛治屋町、

寺内町、

大

景観形成促進地区指定の申出を

1景観

形

成 促 進

地区に指定しまし

発行:犬山市

を形成していくことは、住んで

R6. 6月号

す。

美しく、

ルを各地域で定めてい

ただきま

景観形成促進地区に指定しました

景観形成促進地区につい

ます。

申出に基づき、 ◇景観形成促進地区とは、 助成金の対象となります。 築工事等を行う場合は、 まちなみ景観の維持向上となる建 全する必要があると認め、 重点的に景観を創造し、 た区域」のことを言います。 の良好な景観形成を図るため 景観形成促進地区内では、 市が 計 景観 または保 画 指定し 的かつ 地 形成 城下 区 の

④魚新通り沿線地区

(魚屋町町内会)

⑤大本町町内会地区

②本町通り沿線地区

(中本町町内会)

③魚新通り沿線地区

(新町町内会)

①本町通り沿線地区

(本町町内会)

町



《景観形成助成金活用事例》

城下町で建築物の 工事をするときは

⑩大手町景観形成促進地区

観を守るために大切だと思うル

をする際には、

地域住民が自ら

⑨寺内町内会地区

⑧鍛治屋町景観形成促進地区

⑦余坂景観形成促進地区

(外町町内会)

⑥市道犬山396号線沿線地区

でご相談ください。

ぜ

ひ一度、

犬山市都市計

画

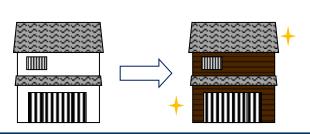
「課ま

◇まちなみ景観の保全について

景観形成促進地区の指定の申出

城下町では全ての建築物について新築、増築、 改築もしくは移転、 もしくは模様替え又は色彩の変更を

いという気持ちにさせる働きがあ 誇りを高め、いつまでも住み続け 人のまちに対する愛着と親しみと これからも住み続けたくなるよ 緒に取り組んでいきまし 魅力的なまちなみ景観 引き続き皆 外観を変更することとなる修繕、 するときは着手の30日前までに届出が必要です。



- ◇屋根の葺き替え
- ◇外壁の改修

よう。

さんとー

うなまちを目指して、

◇外壁の塗り替え など

建物の外観を変更する場合は、都市計画課へ ご相談ください。

屋外広告物アドバイザーからのコメント

今年度も犬山城下町の屋外広告物景観の保全のため、屋外広告物アドバイザーの協力を得て、城下町の現地確認を実施しています。

屋外広告物設置の際には「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」をご確認ください。 ここで、現地確認で屋外広告物アドバイザーからいただいたコメントを紹介します。 お店の参考にしてみてください。



犬山城下町 屋外広告物 ガイドライン

また、屋外広告物の設置をご検討の際は、ぜひ都市計画課までご相談ください。



おしゃれな外観で良いと思います。

引き戸を看板で覆ってしまったことで中の様子が見づらくなっていますが、せっかく良い商品なので、できるだけ外から店内や商品が見えた方が、お客さんも入りやすいと思います。



以前は多様な広告物やオブジェが置かれていて、お客さんの視線が定まらない感じでしたが、右側にあったオブジェを無くして大きなポスターを配置したことによって、よりシンプルに明確にお店をアピールできるようになりました。



暖簾が良いと思います。置き型看板に情報 がまとまっていて良いと思います。

ディスプレイを減らして観葉植物を置いたこと によって良い雰囲気になりました。



シンプルで街の景観にマッチした良い外観だ と思います。商品の構成も明確で、外からでも わかりやすいです。

> 犬山城下町のこれからは皆さん と共にあります。皆さんの思い を、ぜひお寄せください。

- 発行 令和6年6月
- お問合せ 犬山市 都 市 計 画 課(市役所2階)TEL:0568-44-0331 歴史まちづくり課(市役所3階)TEL:0568-44-0354